

勝浦町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
【概要版】

2020（令和2）年3月

徳島県 勝浦町

目 次

| | |
|-----------------------------------|----------|
| 第1部 総論 | 1 |
| 1 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け..... | 1 |
| 2 計画の期間..... | 1 |
| 3 計画の性格と役割..... | 1 |
| 4 本市の位置..... | 2 |
| 5 人口・世帯数..... | 2 |
| 6 交通状況..... | 3 |
| 7 将来計画..... | 3 |
| 第2部 ごみ処理基本計画 | 4 |
| 1 ごみ処理の流れ..... | 4 |
| 2 ごみの分別区分..... | 4 |
| 3 ごみの排出量..... | 5 |
| 4 ごみの減量化・資源化の実績..... | 6 |
| 5 ごみ処理の状況..... | 7 |
| 6 ごみ処理に関する課題..... | 8 |
| 7 ごみ処理基本計画..... | 9 |

1 一般廃棄物処理基本計画の目的と位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」(以下「廃棄物処理法」という。)は、廃棄物の減量・再資源化及び適正処理の確保並びに廃棄物処理施設の整備を大きな柱として1991(平成3)年10月に改正され、1992(平成4)年7月に施行された。

廃棄物処理法第6条第1項において、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めるものとされており、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。

勝浦町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(以下「本計画」という。)は、以上に示した法に基づき勝浦町(以下「本町」という。)のごみ処理について、その基本方針を定めたものである。

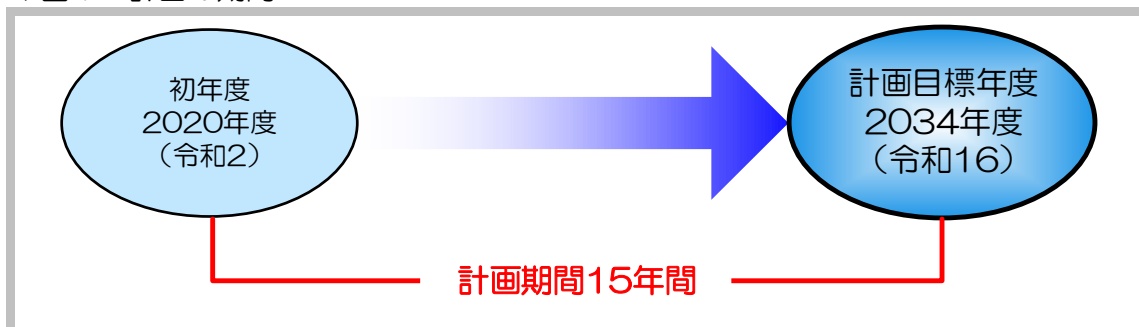
2 計画の期間

本町では、平成18年度に一般廃棄物処理基本計画を策定し、目標年度は2020(平成32)年度である。まだ目標年度には達していないが、徳島市他自治体との広域処理の関係のため、本計画は前倒しして、令和元(2019)年度に策定するものである。

本計画は長期的視点に立脚した検討が必要であることから、計画期間は、初年度を2020(令和2)年度とし、2034(令和16)年度までの15年間のごみ処理に関する基本方針を示すものとする。

なお、本計画は概ね5年後に改訂を行うほか、計画の前提となる諸条件に変動があった場合も改訂を行うものとする。

◆図1 計画の期間



3 計画の性格と役割

本計画は、本町が長期的、総合的視点に立って一般廃棄物(ごみ)の適正処理を進めるために実施すべき施策・事業の基本方針を示し、また、今後の清掃行政執行のための目安を設定したものである。

したがって、本計画をよりどころとしつつ、住民・事業者・行政が一体となって具体的行動計画を検討・策定し、実効性がある一般廃棄物(ごみ)処理に関する施策を推進するものとする。

4 本市の位置

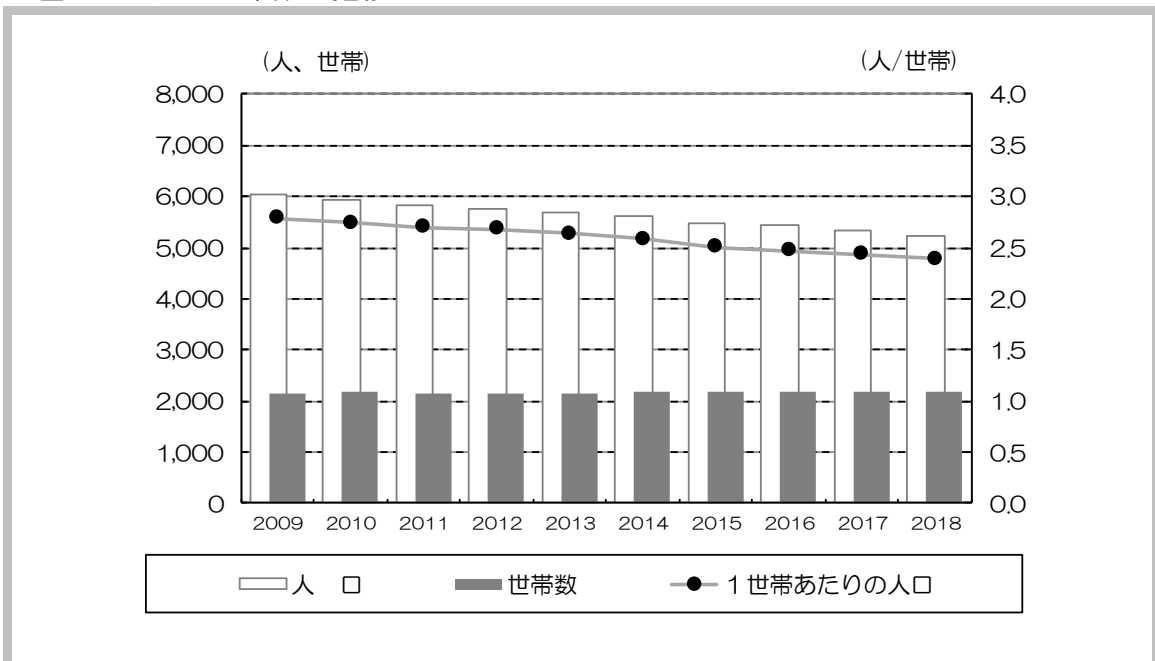
◆図2 位置図



5 人口・世帯数

本町の人口及び1世帯あたりの人口は年々減少している。一方、世帯数は概ね横ばいで推移している。

◆図3 人口・世帯数の推移



6 交通状況

道路網は、主要地方道として県道16号（徳島上那賀線）、県道22号（阿南勝浦線）があり、一般県道として県道146号（鶴林寺線）、県道212号（新浜勝浦線）、県道283号（和食勝浦線）がある。なお、鉄道は本町内には存在しない。

7 将来計画

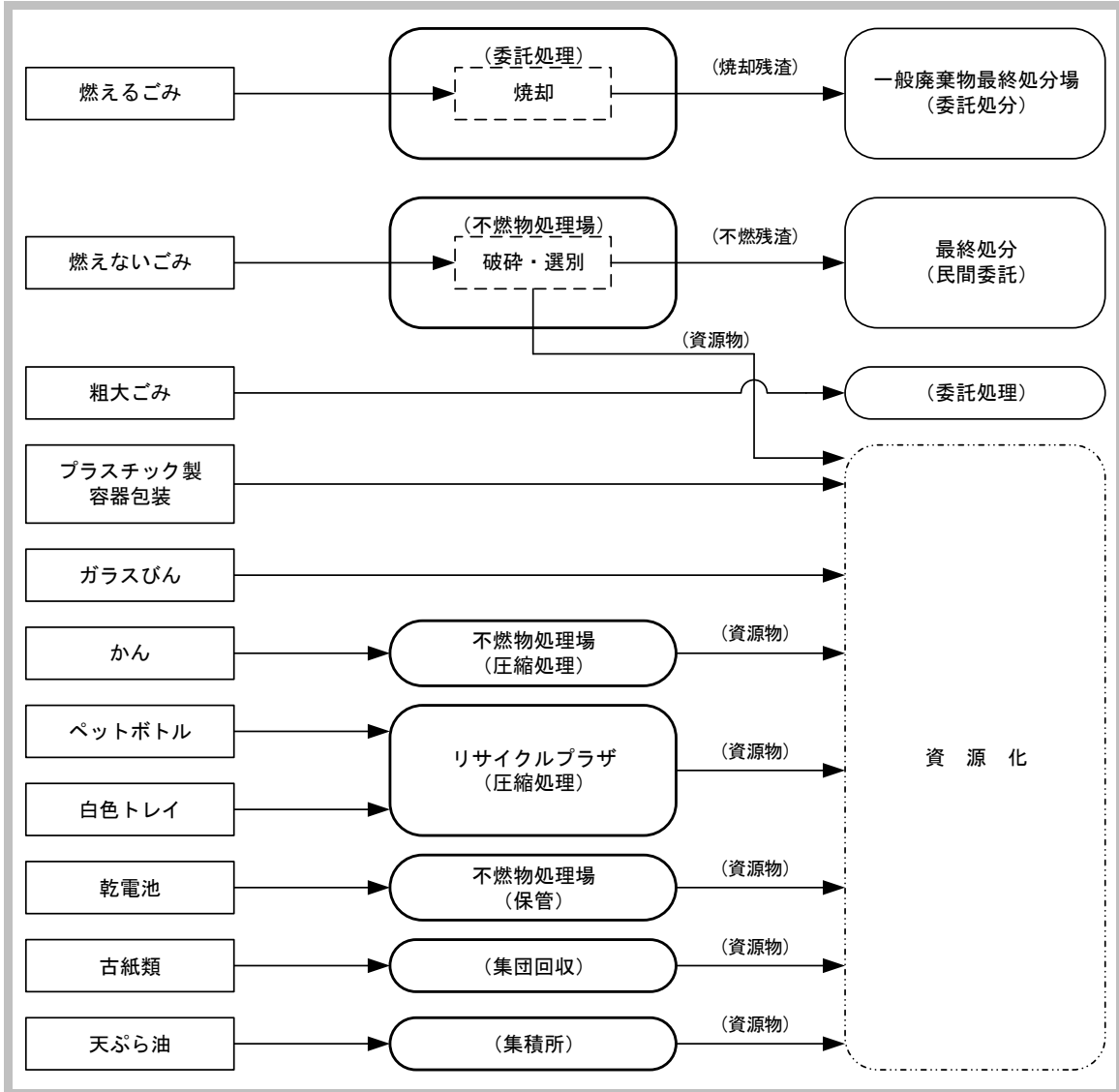
◆表1 「勝浦町総合計画後期基本計画」の概要

| 項目 | 内容 | |
|--------|--------------------------|------------------------|
| 将来像 | みかんが香り 笑顔あふれる 元気なまち かつうら | |
| 基本目標 | 目標4 社会基盤・環境保全・地域安全 | |
| 施策体系 | [2] 環境保全の推進 | |
| 5年間の施策 | 1 資源循環型社会の推進 | |
| 目標 | (平成28年度～平成32年度) | |
| | 項目 | 目標 |
| | ごみ排出量 (町民1人あたり) | 200kg以下を目指す |
| | 分別ステーション設置率 | 100%(全15地区、18箇所)を目指す |
| | リサイクル率 | 35%以上を目指す |
| 施策方針 | 施策 (方法に基づく手段) | 施策概要(H28～H32) ★戦略事業 |
| | ◎重点施策 ごみ減量化の推進 | ・意識啓発の推進 |
| | ◎重点施策 資源リサイクルの推進 | ・地区毎の管理体制の継続 |
| | 廃棄物処理体制の継続 | ・広域処理体制の継続 |
| | 不法投棄防止対策の実施 | ・定期パトロールの継続 |
| | 環境美化、景観形成の推進 | ・ボランティアによる美化活動の推進 |

資料：勝浦町総合計画 後期基本計画（平成28～32年度）

1 ごみ処理の流れ

◆図4 ごみ処理の流れ



2 ごみの分別区分

ごみの分別区分は、大きく、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ及び粗大ふおみの4つに分かれ、詳細にわけると18分別となっている。

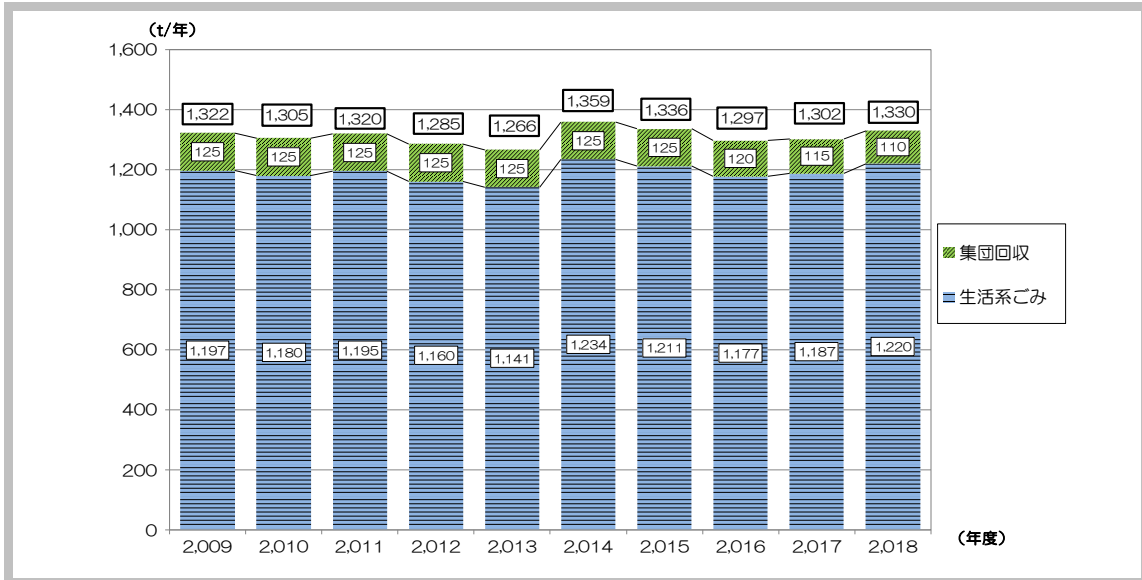
なお、燃えるごみ、燃えないごみ及びプラスチック製容器包装以外のごみは、分別ステーション（保管庫）にて排出することとなっている。

3 ごみの排出量

(1) ごみ排出量の推移

生活系ごみ及び事業系ごみはともに、ここ近年、概ね横ばいで推移している。
 なお、粗大ごみは2018(平成30)年度から手数料の無料化となったため、増加した。

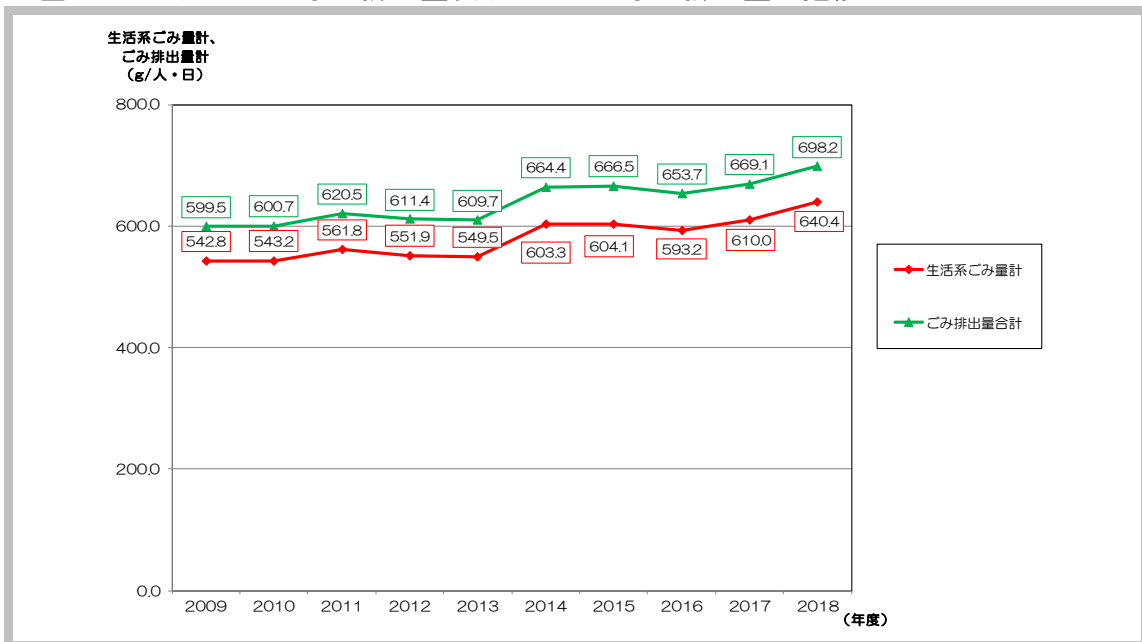
◆図5 ごみ排出量の推移



(2) 1人1日当たりの排出量及び1日当たりの排出量の推移

生活系ごみ量計及びごみ排出量合計の1人1日当たりの排出量は、2014(平成26)年度で急増し、それ以降も増加している。

◆図6 1人1日当たりの排出量及び1日当たりの排出量の推移



4 ごみの減量化・資源化の実績

(1) ごみの減量化の実績

①生ごみ処理機等の普及

本町では、ごみの減量化を進めるため、電気式生ごみ処理機購入と生ごみ処理容器設置に対する補助金を行っている。

②使用済み食用油の回収

家庭で不用になった使用済みの食用油の再生利用を目的として、本町内3箇所の回収場所を設置している。

(2) ごみの資源化の実績

①分別ステーションによる排出

家庭から排出される資源化されるごみについては、分別ステーション（保管庫）に排出することになる。分別ステーションは基本的には毎日排出することができる。本町内には分別ステーションが14地区、17箇所設置されている。

②古紙類の回収

古紙類の回収は、毎月の一定期間において、ボランティアグループ「勝浦を考える会」によって実施されている。品目としては、段ボール、新聞紙・折り込みチラシ、古本・雑誌・紙の3区分に分別している。

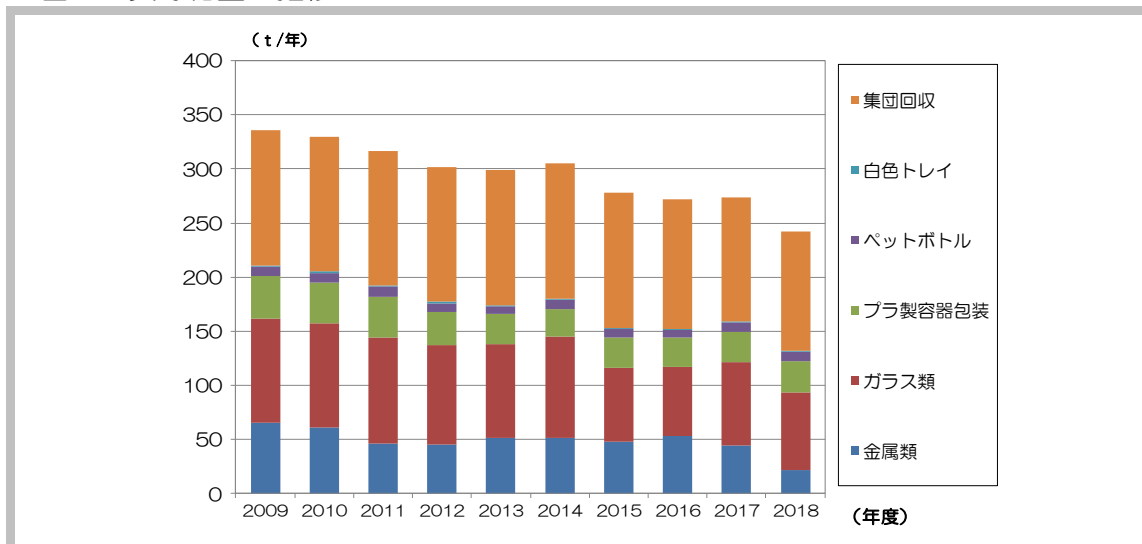
③古着類の回収

古着類（綿100%）の回収は、月1回程度、指定場所において実施されている。

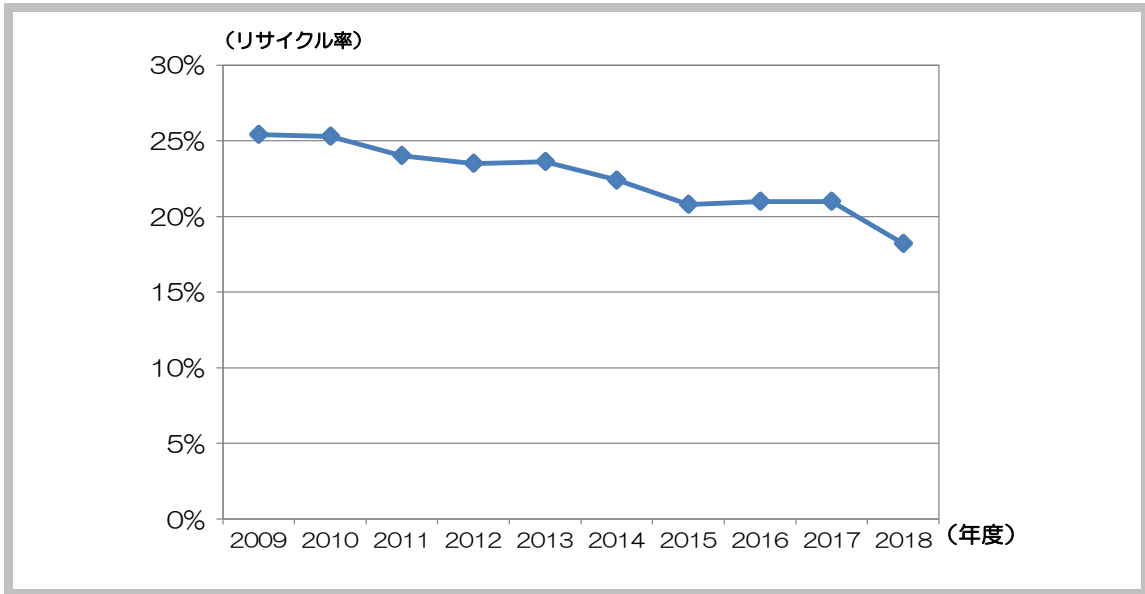
④資源化量等の実績

資源化量及びリサイクル率はともに、年々減少する推移である。

◆図7 資源化量の推移



◆図8 リサイクル率の推移



5 ごみ処理の状況

(1) 収集運搬

収集方法について、生活系ごみは原則としてステーション（集積所）収集方式であるが、古紙や廃食用油については拠点回収を行っている。

収集頻度について、可燃ごみ（燃えるごみ）が週3回、不燃ごみ（燃えないごみ）が週2回、リサイクル用プラスチック類が週2回、古紙類が月1回、あき缶・ビン・ペットボトル・白色トレイは分別ステーションで分別されているので不定期、粗大ごみが年3回程度となっている。

(2) 中間処理

中間処理について、可燃ごみが小松島市の焼却施設にて、不燃ごみ、粗大ごみ及び一部の資源ごみ为本町の不燃物処理場及びリサイクルプラザにて、ほとんどの資源ごみが民間委託にて処理されている。

(3) 最終処分

最終処分について、小松島市の焼却施設にて処理した後の焼却残渣と本町の不燃物処理場にて処理した後の不燃残渣は、委託処分している。

6 ごみ処理に関する課題

(1) ごみの排出・リサイクルに関する事項

本町におけるごみ排出量については、2014（平成26）年度をピークに、概ね横ばいで推移している。一方、1人1日当たりの排出量は、ここ近年増加している。ただし、徳島県の平均より低い水準にあることから、今後は、この水準を維持するとともに、増加傾向にならないよう、ごみ全体の排出抑制への取組みが必要である。

資源化については、近年は資源化量及びリサイクル率ともに減少傾向である。徳島県平均より高い水準にあるが、国や徳島県の数値目標（27%及び28%）には達していないため、今後はさらなる資源化を進める必要がある。

(2) 収集運搬に関する事項

本町における収集運搬については、現行の体制を継続していくものとするが、今後もさらに安全かつ適正に収集運搬できるように徹底する必要がある。

(3) 中間処理に関する事項

中間処理については、燃えるごみは小松島市の施設に委託処理しているが、その施設も1983（昭和58）年度に供用を開始し、稼働開始から37年が経過していることから、老朽化が進んでいる状況である。また、不燃物処理場の老朽化が進んでいる。

ごみ焼却施設や不燃物処理施設の老朽化等を理由に、同様の課題がある周辺自治体とのごみ処理の広域化を目指し、施設の整備及び整備後の運営管理について、徳島市に委託することが議会で承認された。今後はこの整備等を円滑に推進するために、関係部署などと十分に協議する必要がある。

7 ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理の基本方針

基本方針1 4Rの推進

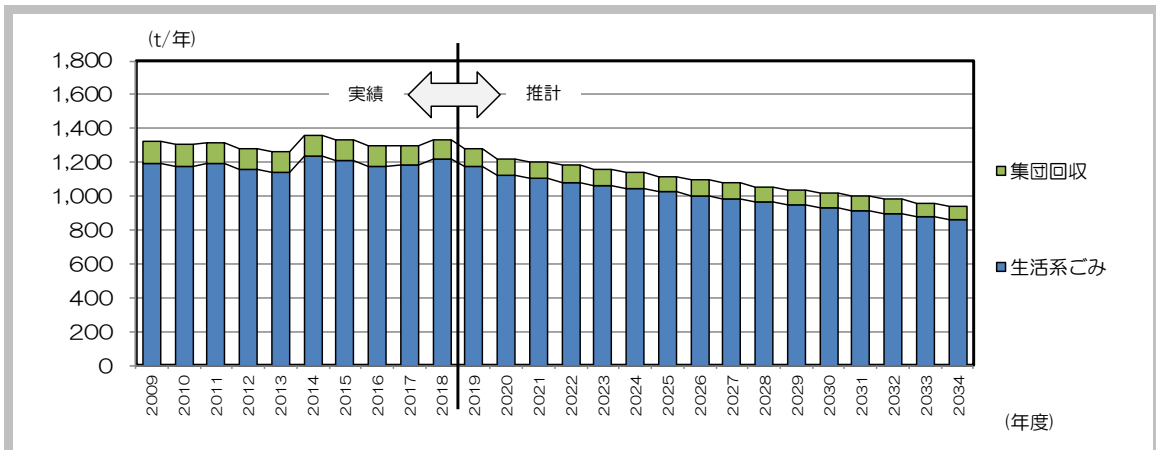
基本方針2 ごみの減量化及び分別の徹底による資源化の促進

基本方針3 適正処理の推進

(2) 計画の目標

- 生活系可燃ごみの排出原単位を、2034（令和 16）年度において2018（平成 30）年度の 12%削減 とする。

◆図9 ごみ排出量（目標値）の推移



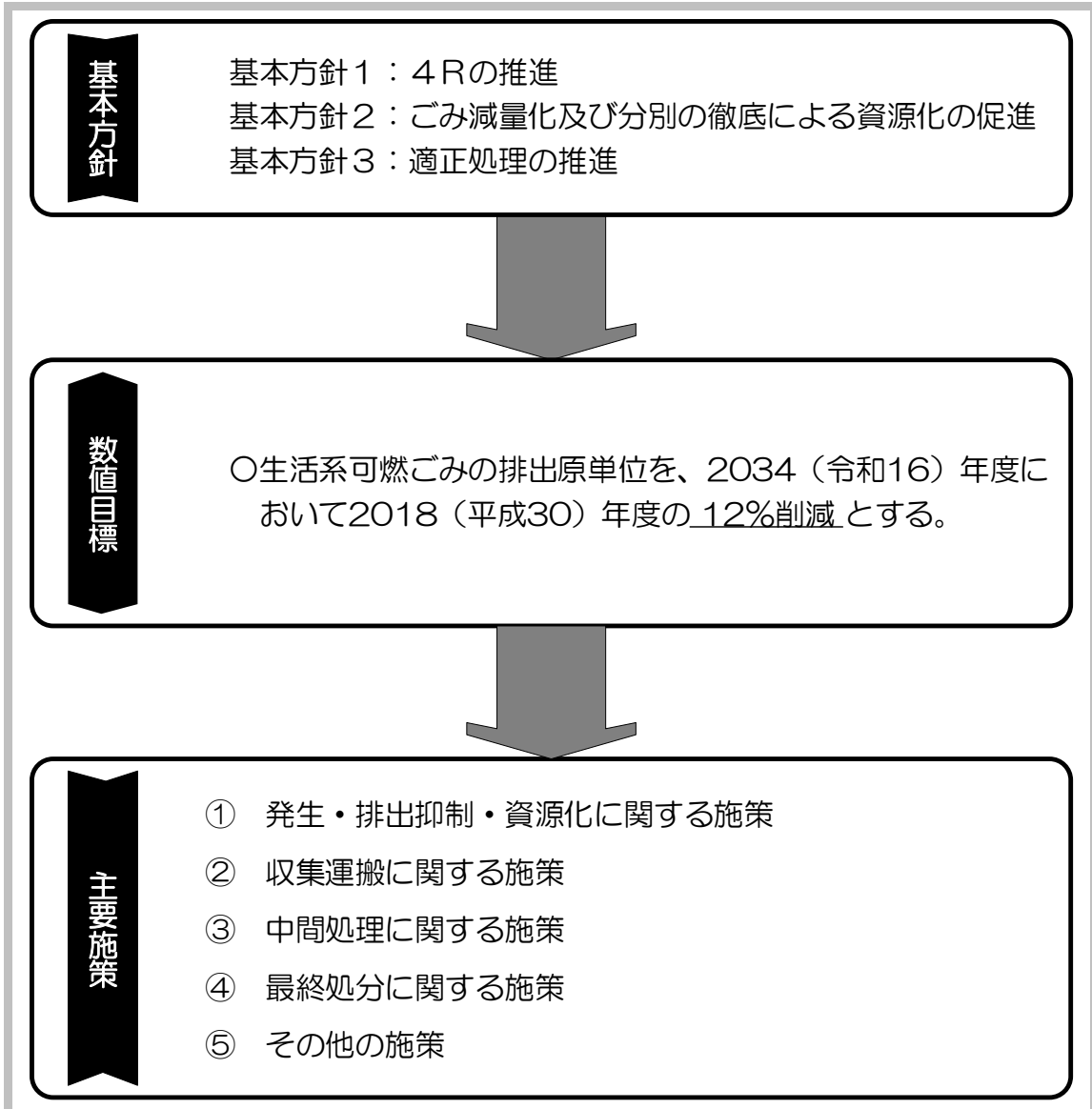
◆表2 ごみ排出量及び処理量の見込み（目標推計）

| | | 単位 | 実績 | 予測（目標推計） | | | |
|---------|------|----------------------|--------|----------|-------|-------|-------|
| | | | 2018 | 2024 | 2029 | 2034 | |
| 行政区域内人口 | | (人) | 5,219 | 4,646 | 4,373 | 4,120 | |
| 生活系ごみ | 可燃ごみ | (t/年) | 1,026 | 872 | 789 | 713 | |
| | | (g/人日) | 538.6 | 514.4 | 494.2 | 474.0 | |
| | 不燃ごみ | (t/年) | 21 | 16 | 13 | 11 | |
| | | (g/人日) | 11.0 | 9.3 | 8.3 | 7.5 | |
| | 資源ごみ | (t/年) | 115 | 105 | 100 | 95 | |
| | | (g/人日) | 60.4 | 62.1 | 62.9 | 63.5 | |
| | 粗大ごみ | (t/年) | 58 | 52 | 49 | 46 | |
| | | (g/人日) | 30.4 | 30.4 | 30.4 | 30.4 | |
| | 計 | | (t/年) | 1,220 | 1,045 | 951 | 865 |
| | | | (g/人日) | 640.4 | 616.2 | 595.8 | 575.2 |
| 集団回収 | | (t/年) | 110 | 93 | 86 | 79 | |
| | | (g/人日) | 57.7 | 54.9 | 53.6 | 52.6 | |
| 総排出量 | | (t/年) | 1,330 | 1,138 | 1,037 | 944 | |
| | | (g/人日) | 698.2 | 671.1 | 649.7 | 627.7 | |
| | | [対2018年度1人1日当たり排出量比] | (%) | 100% | 96% | 93% | 90% |
| 資源化量 | | (t/年) | 242 | 213 | 254 | 236 | |
| リサイクル率 | | (%) | 18.2% | 18.7% | 24.5% | 25.0% | |
| 最終処分量 | | (t/年) | 149 | 126 | 59 | 54 | |
| | | [対ごみ排出量計] | (%) | 11.2% | 11.1% | 5.7% | 5.7% |

(3) 施策の体系

本町において、3つの基本方針を柱とした施策を展開していくものとする。

◆図 10 施策の体系



(4) 主要施策

発生・排出抑制・資源化に関する施策

①施策の目標

発生・排出抑制・資源化に関しては、基本方針の基本方針の「4Rの推進」及び「ごみ減量化及び分別の徹底による資源化の促進」に基づき、住民・事業者・行政が適切な役割のもとで、それぞれ推進していくものとする。

②発生・排出抑制・資源化に関する方法

住民は、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、本町が行うごみの発生・排出抑制・資源化に関する施策に協力する。

事業者は、事業活動にともなって発生するごみを、自らの責任において適正に処理するとともに、製造・流通・販売の各段階におけるごみの発生・排出抑制・資源化を行う。

行政は、ごみの発生・排出抑制・資源化を促進するため、住民、事業者及び行政の役割と責務を明確にし、協力・連携を図りながら施策を講じるものとする。

③取り組み内容

【住民の役割】

- ア. 食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の解消
- イ. 耐久消費財等の長期使用の実施
- ウ. 環境に配慮した行動の推進
- エ. 生ごみ水切りの推進
- オ. エコクッキングの推進
- カ. 繰り返し使用できる（リターナブル）製品等の積極的な購入
- キ. 電気式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の利用
- ク. ごみ分別の徹底

【事業者の役割】

- ア. 食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の解消
- イ. 耐久消費財等の長期使用の実施
- ウ. エコクッキングの推進
- エ. 簡易包装等の推進
- オ. エコショップ認定制度の活用
- カ. ごみ分別の徹底
- キ. 各地区及び住民団体等による集団回収の拡大

【行政の役割】

- ア. 食品ロス（手付かず食品・食べ残し等）の解消
- イ. 生ごみ水切りの推進
- ウ. エコクッキングの推進
- エ. エコバッグ運動の推進による過剰包装の抑制
- オ. 電気式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器の普及
- カ. ごみ分別の徹底
- キ. 店舗による回収の促進
- ク. 各地区及び住民団体等による集団回収の拡大

収集運搬に関する施策

①施策の目標

発生・排出抑制後に排出されるごみを、迅速かつ衛生的に中間処理施設へ収集運搬し、住民の生活環境を清潔に保持することを目標とする。

②収集運搬の方法など

計画収集区域は、本町全域を収集対象区域とする。

収集対象となっているごみは、可燃ごみ(燃えるごみ)、不燃ごみ(燃えないごみ)及びプラスチック製容器包装とする。それ以外のごみは分別ステーション(保管庫)に排出するものとする。なお、粗大ごみは指定場所による収集とする。

③取り組み内容

【施策】

- ア. 収集運搬体制の継続
- イ. 分別徹底の啓発

中間処理に関する施策

①計画の目標

ごみとして排出されたものは、中間処理施設にて資源化・減量化・減容化・安定化することにより最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとする。

また、焼却処理にあたっては、ダイオキシン類対策等の環境保全に充分配慮した処理を行うとともにエネルギーの有効利用を推進していくものとする。

②中間処理の方法など

可燃ごみは小松島市の焼却施設にて処理を行うものとする。不燃ごみ、粗大ごみ及び一部の資源ごみは本町の不燃物処理場及びリサイクルプラザにて処理を行うものとする。その他、ほとんどの資源ごみは民間委託にて処理を行うものとする。

③取り組み内容

【施策】

- ア. ごみ処理広域化の推進
- イ. 既存施設における適正処理

最終処分に関する施策

①施策の目標

中間処理後に資源化できない焼却残渣や不燃残渣を適正に埋立処分するものとする。

②最終処分の方法など

中間処理後の焼却残渣や不燃残渣は、現在と同様に委託にて埋立処分を行うものとする。

③取り組み内容

【施策】

ア. 最終処分量の削減

その他の施策

①施策の目標

その他に、ごみ処理に関連する事項について検討していくものとする。

②取り組み内容

【施策】

ア. 不法投棄対策

